



## 令和4年 第1回定例会

- ・ **令和4年度の一般会計、各特別会計、企業会計  
予算(骨格予算)を可決** ※令和4年度は町長選挙のため、義務的経費等を主体とした骨格予算となっています。
- ・ **次期町議選から議員定数を4人削減、議員報酬  
を5万円増額するための条例改正を可決**

令和4年第1回定例会は、3月2日に招集され、会期を8日までの7日間で開催されました。

令和4年度一般会計、各特別会計、企業会計の予算をはじめ、令和3年度各会計補正予算、条例改正など議案28件、報告1件を審議しました。

一般質問では7人の議員が質問に立ち、町政に対す

る理事者の考えを質したほか、各常任委員会、議会活性化特別委員会より報告書の提出がありました。

議員提出議案として、条例改正2件、国、関係機関へ要請する意見書3件、決議1件を審議し、すべて原案どおり可決されました。



第1回定例会  
審議結果

## 議会活性化特別委員会中間報告

### 議員定数の削減、議員報酬の増額等を協議、決定

報告書全文は  
町HPへ



#### ●報告のまとめ

本町議会では、町民の付託に応え、広く町民に関心を寄せていただくために、「議会報告会」の開催や「本会議のインターネット中継」の実施など、様々な議会活性化に向けた取組を行ってきた。本会議のインターネット配信と議会だよりの簡素化について、七飯町議会広報広聴特別委員会に継承した結果、本会議のインターネット配信については令和3年第2回定例会から開始し、議会だよりについては令和3年11月号から見直しが行われた。

議員定数については、従来は地方自治法により人口に比例して制定されており、人口2万人以上の町村の上限は26人であったが、平成11年の法改正により法定定数制度から法定上限制度となり、また、平成23年の法改正により法定上限制度が廃止され、「市町村議会の議員の定数は、条例で定める」と定義されたことにより、住民の理解を得られるものになるよう十分配慮し、自治体独自の自主的な判断で定めることとされた。本町議会の議員定数は昭和32年の町政施行時は26人であったが、平成15年より24人に、平成19年より18人となっているところである。

地方分権に対応した本町議会にふさわしい議員定数と議員報酬について慎重に議論を重ねた結果、議員定数については、次期改選期から現行定数を4人削減し14人とし、令和4年第1回定例会に「七飯町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」を上程することとした。

議員報酬については、現状の報酬では専業で議員活動に専念するには不十分であり、次世代を担う若年の勤労世代が立候補しやすい環境を作ることが、我々現職議員に課せられた責務であると考えている。議員報酬一律5万円増額は、原価方式(※)による試算結果では全国標準となり、類似団体と比較しても標準的である。

また、当町の財政面からも考慮出来る範囲内であることから議員報酬を改正するため、七飯町特別職報酬等審議会へ諮問して頂くよう町理事者へ依頼し、答申があり次第、「七飯町議会の議員報酬等に関する条例の一部改正について」を上程することとした。なお、この改革により財政効果として現れてくるのは、次の一般選挙の令和5年度5月以降であり、議員定数削減と議員報酬増額を合わせ、人件費において令和5年度は3,507千円、令和6年度以降は毎年度3,727千円の削減となる。

※原価方式：議員の活動量と町長の活動量及び給与額を基にする方式をいう。全国町村議会議長会において示されている全国標準は、議長が40～54%、副議長が33～37%、議員が30～31%とされている。

「議会だより」へのご意見、ご要望のある方は、下記までご意見をお寄せください。

◆送付先 七飯町本町6丁目1-1 七飯町議会あて

◆FAX 0138-65-2610

◆メール gikai@town.nanae.hokkaido.jp

審議して決まったこと

条例改正

- ◆七飯町公共下水道条例の一部改正  
経済産業常任委員会より審査結果の報告書が提出され、原案のとおり可決した。  
〔令和4年10月1日施行〕
- ◆職員が育児休業等に関する条例の一部改正  
職員が育児休業を取得しやすい環境整備に関する規定等の整備  
〔令和4年4月1日施行〕
- ◆公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例の一部改正  
職員を派遣できる団体に七飯町森林組合を追加  
〔公布の日から施行〕
- ◆七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正  
町長及び副町長の給料月額減額規定を解除し、条例本則に規定する給料に改める。  
〔公布の日から施行〕
- ◆職員の給与に関する条例の一部改正  
期末手当の支給額を年間0.15月分引き下げる改正  
〔公布の日から施行〕
- ◆七飯町特別会計条例の一部改正  
土地造成事業特別会計を廃止するための改正  
〔令和4年4月1日施行〕
- ◆七飯町国民健康保険条例の一部改正  
北海道の標準保険料率の水準に近づける税率改正、未就学児に係る被保険者均等割の減額規定の新設  
〔令和4年4月1日施行〕

- ◆固定資産評価審査委員会条例の一部改正  
押印の見直しに係る3本の条例の改正  
〔令和4年4月1日施行〕

- ◆七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正  
介護保険料率の特例について、令和3年度に引き続き令和4年度も適用  
〔令和4年4月1日施行〕

- ◆七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正  
運転資金及び設備資金の融資限度額を50万円以内から1千万円以内へ変更。また、両方融資を受ける場合の限度額は合算して1千万円以内へ変更  
〔令和4年4月1日施行〕

- ◆七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部改正  
スマートフォンアプリ等を利用した決済方法を活用するための規定の整備  
〔令和4年4月1日施行〕

- ◆七飯町学校林設置条例の廃止  
学校林を廃止するため  
〔令和4年4月1日施行〕

**【令和4年度予算（骨格予算）】**

政策的な予算を盛り込んだ内容については、今後補正予算が計上される予定です。

一般会計	10,940,000千円
特別会計	3,369,600千円
国民健康保険	487,000千円
後期高齢者医療	2,913,000千円
介護保険	
水道事業会計	518,060千円
収益的収入	456,400千円
収益的支出	178,290千円
資本的収入	378,600千円
資本的支出	
下水道事業会計	735,300千円
収益的収入	731,150千円
収益的支出	184,516千円
資本的収入	373,000千円
資本的支出	

補正予算

- ◆令和3年度七飯町一般会計補正予算（第11号）  
主な補正内容は、決算見込みによる減額。そのほか、財政調整基金をはじめとした各種基金への積立等

- ◆令和3年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- ◆令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- ◆令和3年度七飯町土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

- ◆令和3年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）

- ◆令和3年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）

- ◆令和4年度七飯町一般会計補正予算（第1号）  
新型コロナウイルス感染症対策に関する補正

- ◆令和4年度七飯町一般会計補正予算（第1号）  
各会計ともに決算見込みによる補正

その他

- ◆財産の交換  
古いトラクターを下取りし、新たなトラクターを購入

- ◆町道路線の認定  
3路線、総延長409.4メートルを認定

- ◆令和4年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出

- ◆発言取消の申出の件

- ◆閉会中の継続調査の申出

- ◆閉会中の委員会活動の承認

発議案（条例改正）

- ◆七飯町議会基本条例の一部改正  
前文の改正、正副議長の選挙の際に所信表明を行うことを新たに規定  
〔令和4年4月1日施行〕

- ◆七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正  
議員定数を18人から14人に、議員報酬を一律5万円増額するための改正  
〔議員定数は次の一般選挙（改選）の告示の日から、議員報酬は次の一般選挙後の任期開始の日から施行〕

発議案（意見書・決議）

- ◎令和4年度の米政策に関する意見書
- ◎地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書
- ◎介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種拡大を求める意見書
- ◎ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

令和4年第1回臨時会（1月27日）

- ◆令和3年度七飯町一般会計補正予算（第10号）  
住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業等による補正

- ◆専決処分の承認〔令和3年度七飯町一般会計補正予算（第9号）〕  
子育て世帯への臨時特別給付事業による補正

# 各委員会の活動報告

経済産業常任委員会：令和3年議案第48号七飯町公共下水道条例の一部改正

## 下水道使用料の改定（引き上げ）について審査

令和3年12月16日、令和4年1月18日、2月9日、21日の4日間委員会を開催し、経済部長、上下水道課長からの説明を聴取した。

### 〔主な改正の内容〕

- ・基本水量については、現在の8㎡から2㎡減の6㎡とする。また、基本料金については現在の1,000円から100円減額し、900円とする。
- ・従量料金については、七飯処理区・大沼処理区は現在の120円から30円増額し150円とする。また、大沼処理区町外流入については42円増額の212円とする。
- ・一般家庭で20㎡を使用した場合の条例改正前の下水道使用料は2,684円で、条例改正後は3,300円となり、616円増額となる。

この度の下水道使用料の改定は、国の社会資本整備総合交付金の交付基準の見直し(※)に伴うものであり、また、下水道事業会計において営業損失が生じていることや七飯町公営企業審議会からの答申がなされたものであることを踏まえ、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※令和7年度以降、供用開始から30年以上経過しているにも関わらず下水道使用料の単価が1㎡当たり150円未満であり、15年以上、下水道使用料の改定を行っていない場合は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としない。



報告書全文は町HPへ

### 委員会での主な質疑

- ◎下水道使用料の改定の実施時期を国土交通省からの通知にある令和7年度に合わせて改定する考えはないか。
- Ⓐ一般会計からの繰入金を減らすためにも下水道使用料を早期に見直す必要がある。七飯町公営企業審議会においても、独立して採算がとれるよう検討するべきとの意見もあり、これらのことを踏まえ、令和4年10月から改定していきたい。

所管事務調査：経済産業常任委員会

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業による経済対策を調査

### ●調査の目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の概要と進捗状況等を把握するため調査を行った。

### ●調査のまとめ

世界中で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、日本国内は緊急事態宣言が発出され、経済活動は大きな影響を受けている。本町においては新しい生活様式の対応を踏まえ、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した様々な支援対策を講じてきたことにより、町内事業者に対する雇用維持と事業継続の支援や地域経済回復のための様々な取り組みは一定の効果が見られた。

現在も新型コロナウイルス感染症は変異を繰り返し、感染拡大が懸念されており、未だ終息が見えない状況が続いている。今後も様々な方面への支援策が必要であることから、継続して国の動向に注視し、適時適切な対応を行うことを望む。



報告書全文は町HPへ

### 委員会での主な質疑

- ◎団体旅行誘客促進事業が未着手の理由は。
- Ⓐ緊急事態宣言が北海道のみならず全国的に発出され、団体旅行については旅行会社が商品を作成できる段階ではなく、事業実施が難しいことが理由である。

所管事務調査：総務財政常任委員会

## 防災行政無線の整備状況、運用方法等を調査

### ●調査の目的

本年度整備を行った新たな防災行政無線について、これまでの整備状況や今後の運用方法について把握するため、調査を行った。

### ●調査のまとめ

今回整備された防災行政無線は、携帯電話網とLPWA網を活用したものであり、町内全域を対象に整備が行われた。防災行政無線は、風雨等の物理的な要因による放送の伝達等に課題があるが、今回整備した防災行政無線は、戸別受信機に聞き直しをする機能を含んでいるほか、防災行政無線とSNSであるLINEや携帯電話の緊急速報メールとの連携、デジタルサイネージ（大型ディスプレイ）を活用した視覚による認知など放送以外の伝達手段も構築されている。

災害による被害を最小限に抑えるためには、正確で迅速な情報提供や情報公開が求められるため、防災行政無線からの放送が災害情報であることを認識できるような放送内容の工夫や町民への気付きを促すという観点からも全町民へ放送が行き届くような取組を望むものである。

今後も、各種訓練等や広報等を通じて防災行政無線に関する周知に努めていただくとともに、防災行政無線の運用に当たっては、七飯町防災行政無線放送運営委員会を活用し意見を聴取するなど、町民の意見を聞きながら常に改良を図り、町民の生命、財産を守るための手段として有効に活用していくことを望む。



現地調査で放送内容や伝達状況を確認



報告書全文は町HPへ

## 定例会・臨時会出席状況一覧表

※判定 ○=出席、×=欠席、△=遅参・早退・中座、公=公務、忌=忌日

開会日	議員名	横田	神崎	平松	池田	田村	稲垣	畑中	長谷川	上野	坂本	澤出	中島	川村	若山	川上	青山	木下
		有一	和枝	俊一	誠悦	敏郎	明美	静一	生人	武彦	繁	明宏	勝也	主税	雅行	弘一	金助	敏
第1回臨時会	1月27日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1回定例会	3月2日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	3月3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	3月4日	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	3月7日	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	3月8日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×



質 問



質問項目はこちら

質問議員7人 質問項目12問

一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって町に疑問点を質し、所信の表明を求めるものです。YouTubeチャンネルでは個人ごとの質問を見ることが出来ます。

一般質問の原稿は、質問者本人が質問と答弁を要約して作成しています。なお、詳細な質疑や答弁についてはYouTubeチャンネルや会議録をご覧ください。

七飯町公共施設等

総合管理計画について

平松 俊一 議員

平成28年3月に策定した七飯町公共施設等総合管理計画は、平成37年度（令和7年度）までの10年間で計画期間とし「第5次行政改革大綱」の公共施設マネジメントに係るもので行政改革推進本部等において進行の管理や見直しを図りながら取り組むものとして来たが、各施設を専門業者による包括管理にすべきではないか。

担当課ごとの個別施設計画（11計画・107施設）に基づき長寿命化や統廃合、維持管理を行っているが、包括管理は、今後の検討事項として取り入れることも可能と考える。



動画で確認

新町長への事務引き継ぎについて

田村 敏郎 議員

町民の懸案である次の事項について、新町長に具体的に引き継ぎするのか伺いたい。

- ①地域センターの改築について
②図書館建設について
③町財政について

図書館建設については、令和7年度までに基本計画、基本設計の着手に向けて取り組み、具体的には建設場所は文化センター付近とし、概算事業費は地域センターとの複合施設を想定し、9億4千2百万円を見込んでいますが、最終的には新町長の判断になるが、現状については詳細に説明していきたい。



動画で確認

千島海溝、日本海溝を震源とする

大地震に対する備えについて

澤出 明宏 議員

標記の大地震や南海トラフ地震、駒ヶ岳噴火等に対する防災備蓄状況、市町連携、避難所立上げ初動に於けるリーダーの役割について所見を伺いたい。現時点では、国からの各市町村に関する詳細な被害想定が示されていないが、津波、噴火による避難想定も含めて、地域防災計画に基づく備蓄量の見直しを進めるとともに、相互支援について、周辺市町との連携を強化していきたい。また、町内会、学校等に対する防災啓発の徹底や、全ての町職員の防災力の向上を図るなど、町民の生命財産を守る職責に込めていきたい。



動画で確認

七飯町防災行政無線施設について

若山 雅行 議員

「七飯町防災行政無線施設の設置条例」（平成9年3月24日 条例第2号）の改正で同じ大沼町内でも「屋内受信機器」が設置される世帯と設置されない世帯があるが問題はないのか。

「スマホ」等でも受信できるなどデバイス機能が向上したため大沼地区全域から原則駒ヶ岳火山避難計画区域内（大沼・西大沼は一部）に限定した。

「認定」されなかった件について、「新型コロナウイルス感染者の『自宅療養者』等に対するサポート体制について」、「転作補償」制度変更の影響について」



動画で確認

補聴器助成制度の実現を

上野 武彦 議員

七飯町も高齢者の増加に伴って難聴者が増えている。補聴器は加齢性難聴者の必需品である。町民が難聴によりうつ病や認知症にならず、周囲からも孤立せずに生活できるよう補聴器購入の補助制度を実施する考えはないか。加齢により聴力が低下した中等度の方々を対象とする補助制度は現在確立していない。しかしながら、高齢になっても生活の質を落とさず心身とも健やかに過ごせることが健康寿命、認知症予防につながる可能性が高いと考えており、調査研究をしてまいりたい。



動画で確認

大中山地域センターの

目的外使用について

川村 主税 議員

七飯町中島にある大中山地域センターは、労働者福祉の向上を目的に七飯地区連合会館として活用されており、大中山地域センターが、町長選挙のために利用されているのではないかと、という声が届いている。目的と異なった利用をしていることに問題はないのか。

大中山地域センターについては、この施設の設置目的から、選挙活動を行う前提での政治活動に限った施設の利用は出来ないものと考ええる。七飯町長4期16年の特別職地方公務員としての立場について」



動画で確認

全職員にアルコールチェックを

する考えはないか

横田 有一 議員

職員の懲戒処分について 昨年12月早朝、役場職員が車両整備不良でパトカーに停止され、車検切れと酒気帯び運転で検挙された。懲戒処分職員のアフターケア、指導はどうしているのか。出勤時に全職員にアルコールチェックする考えはないか。

職員の交通違反・交通事故の件数は令和元年5件・2件、令和2年2件・4件、令和3年3件・7件。停職中は職務に一切関わっていない。アルコールチェックは、土木課はじめ現場職員のみ実施しているだけである。



動画で確認